

2.2 規則別表第1の13に掲げる事業（以下「宅地造成事業」という。）

影響要因の区分 (細区分)			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	敷地の存在（土地の 改変）	構造物の存在
環境要素の区分 (細区分)	環境要素の区分							
	環境の状態及び自然構成要素の良好な予	大気環境	大気質	粉じん等	○	○	○	
騒音			騒音	○	○			
振動			振動	○	○			
水環境		水質	水の濁り			○		
	土壌に係る環境その他	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
生物の多様性の確保	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	
	植物		重要な種及び群落			○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	
人と自然との豊かな	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○
	人と自然の触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	○
環境への負荷	廃棄物等		廃棄物			○		
			建設工事に伴う副産物			○		
一般環境中の放射線物質の放出	放射線の量			○※	○※	○※		
備考								
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる宅地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。</p> <p>イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。</p> <p>ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。</p> <p>エ 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。</p>								